

保健師助産師看護師法施行規則等の一部を改正する省令（案） 新旧対照条文

○ 保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

第三号様式（第三十三条関係）  
 （保健師、助産師、看護師、准看護師）業務従事者届  
 （ 年12月31日現在）

第三号様式（第三十三条関係）  
 （保健師、助産師、看護師、准看護師）業務従事者届  
 （ 年12月31日現在）

ふりがな	性別	生年月日
氏名	1. 男 2. 女	1. 平成 2. 昭和 3. 大正 年 月 日 ( 歳)
住所	都道府県	
免許の種別	登録番号	登録年月日
保健師籍	厚生労働省（都道府県）第 号	1. 平成 2. 昭和 年 月 日
助産師籍	厚生労働省（都道府県）第 号	1. 平成 2. 昭和 年 月 日
看護師籍	厚生労働省（都道府県）第 号	1. 平成 2. 昭和 年 月 日
准看護師籍	都道府県 第 号	1. 平成 2. 昭和 年 月 日
主たる業務	1 保健師業務 2 助産師業務 3 看護師業務	
業務に従事する場所	1 病院 2 診療所 （ア 有床 イ 無床 ） 3 助産所 （ア 開設者 イ 従事者 ウ 出張のみによる者 ） 4 訪問看護ステーション （ア 管理者 イ 従事者 ） 5 介護保険施設等 （ア 介護老人保健施設 イ 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）ウ 居宅サービス事業所 エ 居宅介護支援事業所 オ その他 ） 6 社会福祉施設 （ア 老人福祉施設 イ 児童福祉施設 ウ その他 ） 7 保健所、都道府県又は市区町村 （ア 保健所 イ 都道府県（アを除く） ウ 市区町村（アを除く） 8 事業所 9 看護師等学校養成所又は研究機関 10 その他	
所在地	都道府県	電話番号 ( - - )
名称		
雇用形態	1 正規雇用 2 非正規雇用（1又は3に該当しない者） 3 派遣（紹介予定派遣を含む）	
常勤換算	1 フルタイム労働者 2 短時間労働者（0. ）人 ※記入例参照	
従事期間等	1 従事期間1年未満（従事開始の理由 ア 新規 イ 再就業 ウ 転職 エ その他） 2 従事期間1年以上2年未満（従事開始の理由 ア 新規 イ 再就業 ウ 転職 エ その他） 3 従事期間2年以上	
備考		

ふりがな	性別	生年月日
氏名	1. 男 2. 女	1. 平成 2. 昭和 3. 大正 年 月 日 ( 歳)
住所	都道府県	
免許の種別	登録番号	登録年月日
保健師籍	厚生労働省（都道府県）第 号	1. 平成 2. 昭和 年 月 日
助産師籍	厚生労働省（都道府県）第 号	1. 平成 2. 昭和 年 月 日
看護師籍	厚生労働省（都道府県）第 号	1. 平成 2. 昭和 年 月 日
准看護師籍	都道府県 第 号	1. 平成 2. 昭和 年 月 日
主たる業務	1 保健師業務 2 助産師業務 3 看護師業務	
業務に従事する場所	1 病院 2 診療所 （ア 有床 イ 無床 ） 3 助産所 （ア 開設者 イ 従事者 ウ 出張のみによる者 ） 4 訪問看護ステーション （ア 管理者 イ 従事者 ） 5 介護保険施設等 （ア 介護老人保健施設 イ 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）ウ 居宅サービス事業所 エ 居宅介護支援事業所 ） 6 社会福祉施設 （ア 老人福祉施設 イ 児童福祉施設 ウ その他 ） 7 保健所又は市町村 （ア 保健所 イ 市町村 ） 8 事業所 9 看護師等学校養成所又は研究機関 10 その他	
所在地	都道府県	電話番号 ( - - )
名称		
雇用形態	1 正規職員 2 非常勤職員等（1又は3に該当しない者） 3 派遣（紹介予定派遣を含む）	
常勤換算	1 常勤 2 短時間労働者（0. ）人 ※記入例参照	
従事期間等	1 従事期間1年未満（従事開始の理由 ア 再就業 イ 転職 ウ その他） 2 従事期間1年以上2年未満（従事開始の理由 ア 再就業 イ 転職 ウ その他） 3 従事期間2年以上	
備考		

(注意)

- 1 該当する文字又は数字を○で囲むこと。
- 2 年齢は、届出年の12月31日現在の満年齢を記載すること。
- 3 「免許の種別」の欄は、保有する全ての免許について記載すること。
- 4 「主たる業務」の欄は、保健師免許、助産師免許及び看護師免許のうち2以上の免許を有する場合について、その主たる業務の一つについて記載すること。
- 5 「業務に従事する場所」の欄は、2以上の場所で業務に従事している場合については、その主たるもの一つについて記載すること。
- 6 事業所内に設置された診療所については、「2 診療所」ではなく「8 事業所」に含むものとする。
- 7 「5 介護保険施設等」は、「1 病院」、「2 診療所」及び「4 訪問看護ステーション」に該当するものを除くものとする。
- 8 「6 社会福祉施設」は、「1 病院」から「5 介護保険施設等」までに該当するものを除くものとする。
- 9 「雇用形態」は、次により記載すること。
  - ・「1 正規雇用」とは、施設が直接雇い入れた者であって、契約期間が限定されていない者を指すこと。
  - ・「2 非正規雇用（1又は3に該当しない者）」とは、パートタイマー、アルバイト、準社員、嘱託、臨時社員など名称にかかわらず、「1 正規雇用」「3 派遣（紹介予定派遣を含む）」に該当しない者を指すこと。
  - ・「3 派遣（紹介予定派遣を含む）」とは、派遣会社から派遣されている者を指すこと。
- 10 「常勤換算」は、「雇用形態」にかかわらず、次により記載すること。
  - ・「1 フルタイム労働者」とは、1週間の所定労働時間が40時間程度（1日8時間・週5日勤務等）の者を指すこと。
  - ・「2 短時間労働者」とは、フルタイム労働者と比較して、1週間の所定労働時間が短い者を指すこと。
  - ・また、（ ）は常勤換算した数値を記入すること。この場合、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位で記入することとするが、0.1に満たない場合は0.1と記入すること。

$$\text{常勤換算} = \frac{\text{短時間労働者の1週間当たりの労働時間}}{\text{フルタイム労働者の1週間当たりの所定労働時間}}$$

例) フルタイム労働者の1週間の所定労働時間が40時間で、	①週2日8時間勤務の場合（アルバイト等）
	②週5日6時間勤務の場合（育児短時間勤務等）
$\frac{\begin{array}{l} \text{① } 8 \text{ 時間} \times 2 \text{ 日} \\ \text{② } 6 \text{ 時間} \times 5 \text{ 日} \end{array}}{40 \text{ 時間}} =$	① 0.4人
	② 0.8人

- 11 「従事開始の理由」は、次により記載すること。
  - ・「ア 新規」とは、免許取得後、初めて保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事した場合（ただし、2以上の免許を有する場合、最初の免許を取得後に従事した場合とする。）を指すこと。
  - ・「イ 再就業」とは、現在の就業場所に従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事していない場合（ただし、「ア 新規」を除く。）を指すこと。
  - ・「ウ 転職」とは、現在の就業場所に従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事したことがある場合を指すこと。
  - ・「エ その他」とは、「ア 新規」、「イ 再就業」及び「ウ 転職」のいずれにも該当しない場合を指すこと。

(注意)

- 1 該当する文字又は数字を○で囲むこと。
- 2 年齢は、届出年の12月31日現在の満年齢を記載すること。
- 3 「免許の種別」の欄は、保有する全ての免許について記載すること。
- 4 「主たる業務」の欄は、保健師免許、助産師免許及び看護師免許のうち2以上の免許を有する場合について、その主たる業務の一つについて記載すること。
- 5 「業務に従事する場所」の欄は、2以上の場所で業務に従事している場合については、その主たるもの一つについて記載すること。
- 6 事業所内に設置された診療所については、「2 診療所」ではなく「8 事業所」に含むものとする。
- 7 「5 介護保険施設等」は、「1 病院」、「2 診療所」及び「4 訪問看護ステーション」に該当するものを除くものとする。
- 8 「6 社会福祉施設」は、「1 病院」から「5 介護保険施設等」までに該当するものを除くものとする。
- 9 「雇用形態」は、次により記載すること。
  - ・「1 正規職員」とは、施設が直接雇い入れた者であって、所定労働時間をすべて勤務する者であり、契約期間が限定されていない者を指すこと。
  - ・「2 非常勤職員等（1又は3に該当しない者）」とは、パートタイマー、アルバイト、準社員、嘱託、臨時社員など名称にかかわらず、「1 正規職員」「3 派遣（紹介予定派遣を含む）」に該当しない者を指すこと。
  - ・「3 派遣（紹介予定派遣を含む）」とは、派遣会社から派遣されている者を指すこと。
- 10 「常勤換算」は、「雇用形態」にかかわらず、次により記載すること。
  - ・「1 常勤」とは、所定労働時間すべてを勤務する者を指すこと。
  - ・「2 短時間労働者」とは、勤務時間が所定労働時間に比し短い者を指すこと。
  - ・また、（ ）は常勤換算した数値を記入すること。この場合、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位で記入することとするが、0.1に満たない場合は0.1と記入すること。

$$\text{常勤換算} = \frac{\text{短時間労働者が契約した1週間当たりの労働時間}}{1 \text{ 週間当たりの所定労働時間}}$$

例) 1週間の所定労働時間が40時間で、週2日8時間勤務の場合
$\frac{8 \text{ 時間} \times 2 \text{ 日}}{40 \text{ 時間}} = 0.4 \text{ 人}$

- 11 「従事開始の理由」は、次により記載すること。
  - ・「ア 再就業」とは、現在の就業場所に従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事していない場合（ただし、新規学卒を除く。）を指すこと。
  - ・「イ 転職」とは、現在の就業場所に従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事したことがある場合を指すこと。
  - ・「ウ その他」とは、新規学卒等「ア 再就業」及び「イ 転職」のいずれにも該当しない場合を指すこと。